

# 一般社団法人 みやぎ大崎観光公社 会員規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 みやぎ大崎観光公社（以下、この法人という）定款第2章「会員」で規定する会員（正会員、賛助会員、特別会員）について必要な事項を定める。

(会員の構成と資格)

第2条 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した大崎市に在住又は事業所がある個人事業者又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人その他の団体
- (3) 特別会員 この法人に対し、特に功労のあったもの又は学識経験者で代表理事が推薦し、理事会で承認を得たもの

(入会金と会費等)

第3条 会員はその種別毎に次の入会金及び会費を納入しなければならない。

- |          |     |            |      |          |        |      |
|----------|-----|------------|------|----------|--------|------|
| (1) 正会員  | 入会金 | 個人事業者      | : 1口 | 10,000円  | 1口以上   |      |
|          |     | 法人         | : 1口 | 30,000円  | 1口以上   |      |
|          |     | 自治体        | : 1口 | 100,000円 | 1口以上   |      |
|          | 年会費 | 個人事業者      | : 1口 | 12,000円  | 1口以上   |      |
|          |     | 法人         | : 1口 | 12,000円  | 2口以上   |      |
|          |     | 自治体        | : 1口 | 12,000円  | 5口以上   |      |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 個人・法人ともに無し |      |          |        |      |
|          |     | 年会費        | 個人   | : 1口     | 5,000円 | 1口以上 |
|          |     |            | 法人   | : 1口     | 5,000円 | 2口以上 |

(会員資格の喪失)

第4条 各会員は、定款第10条、第11条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 定款第9条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。
- (4) 入会後においても第9条第2項及び第15条第2項に該当するものとわかったとき。

## 第2章 正会員

(正会員の定義)

第5条 この法人の目的に賛同して入会した大崎市に在住または事業所のある個人事業者または法人とする。

(正会員の権利)

第6条 正会員は次の権利を有する。

- (1) 会員総会における議決権
- (2) 事業への参画と助言
- (3) 予約・斡旋・仲介の優先
- (4) 会報・メールニュース等によるマーケット情報の無料提供

(正会員の義務)

第7条 正会員は本規約第3条の規定による入会金並びに会費等を納入しなければならない。

2 正会員は、この規約のほか、法令、定款、理事会の定めるその他の規定・細則等を遵守しなければならない。

3 正会員は、定款第16条に規定する会員総会に出席しなければならない。

4 正会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにこの法人へ届け出なければならない。

(正会員の継続)

第8条 正会員は、本規約第3条に規定された会費を納入したとき、会員資格を更新し継続することができる。

(正会員の入会審査・承認)

第9条 正会員の入会は理事会において審査の後、入会の承認・不承認を決定する。

2 以下に該当するものは入会を承認しない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員の統制下にあるもの、又は暴力団の利益となる活動に関与しているものや暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

(2) 会員として不適切と認められたもの

(正会員の退会)

第10条 正会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。その場合、既に納入した会費、その他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 賛助会員

(賛助会員の定義)

第11条 この法人の事業を賛助するために入会した個人または法人またはその他の団体とする。

(賛助会員の権利)

第12条 賛助会員は次の権利を有する。

(1) 事業への援助

(2) 会報・メールニュース等によるマーケット情報の無料提供

(賛助会員の義務)

第13条 賛助会員は本規約第3条の規定による入会金並びに会費等を納入しなければならない。

2 賛助会員は、この規約のほか、法令、定款、理事会の定めるその他の規定・細則等を遵守しなければならない。

3 賛助会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにこの法人へ届け出なければならない。

(賛助会員の継続)

第14条 賛助会員は、本規約第3条に規定された会費を納入したとき、会員資格を更新し継続することができる。

(賛助会員の入会審査・承認)

第15条 賛助会員の入会は理事会において審査の後、入会の承認・不承認の決定をする。

2 以下に該当するものは入会を承認しない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員の統制下にあるもの、又は暴力団の利益となる活動に関与しているものや暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

(2) 会員として不適切と認められたもの

(賛助会員の退会)

第16条 賛助会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。その場合、既に納入した会費、その他の金品は、これを返還しない。

## 第4章 補 則

(規約の変更)

第17条 この規約は、理事会の議決によって変更することができる。

(年度)

第18条 正会員、賛助会員の年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。次年度納入は原則として次年度4月中とする。

附則1

本規約は平成23年11月22日から施行する。

附則2

本規約は定款を基に規定する。